働き方改革関連法案(1) 「罰則」付き時間外労働の上限規制」

「労働力不足」がますます深刻化する中、政府は、労働力不足解消、一億総活躍社会をつくるため 「働き手を増やす」「出生率の上昇」「労働生産性の向上」に取り組むいわゆる「働き方改革」を提唱 していますが、その具体的な課題は、「長時間労働」「正規と非正規の格差」「労働力不足」です。 キリン通信では、これらの実行の核となる「働き方改革関連法案」について取り上げます。 第1回目は「罰則付き時間外労働の上限規制」です。

現行

労働基準法36条で定める時間外労働の限度 (厚生労働大臣・限度基準告示)

原則)月45時間以内、かつ年360時間以内

ただし、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない「特別の事情」が生じたときは、一定期間として協定されている期間ごとに、労使当事者間において定める手続きを経て、限度時間を超える一定の時間(特別延長時間)まで労働時間を延長することができる旨を協定すれば、一定期間についての延長時間は限度時間を超える時間とすることができる。

- ⇒「特別条項付36協定」の締結により、長時間の時間外労働か可能
- ⇒ 罰則等による強制力がない 特別条項に上限がない(青天井)

時間外労働の上限規制

労働基準法の改正(限度基準告示の内容を法律に格上げ)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度

原則)月45時間以内、かつ年360時間以内

⇒ 違反には、次の「特例」の場合を除き罰則を科す。

特例「臨時的な特別な事情がある場合」として労使協定を結ぶ場合

- ① 年間の時間外労働は月平均60時間(年720時間)以内とする。
- ② 2~6か月の平均で、休日労働を含め、80時間以内
- ③ 単月では、休日労働を含め、100 時間未満
- ④ 月45時間を超える時間外労働は、年6回を上限とする
- ⇒ 違反には罰則を科す

「時間外労働の上限規制」のイメージ・・・時間外労働は、1年間(12か月)で720時間まで

						時間外					時間外
						. 労働 . 95 時間 . 時間 労働 . 70				時間外 労働 80 時間	労働 95 時間
0	048851	0-00-01	0-100-1	0±00bl	04000		時間外 労働	労働 70 時間外 (対象)	時間外		
労働 45	時間外 労働 45	労働 45	労働 45	時間外 労働 45	時間外 労働 45		70 時間		労働 55 時間		
時間	時間	時間	時間	時間	時間	TIST DD		0.01-0	0.0100		
法定労働時間											
1日8時間											
週40時間											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

「時間外労働の上限規制」の特徴

- 時間外労働が月45時間を超える月は、6か月まで
 - ⇒ 1年の半分の月は、時間外労働を月45時間以内に収めなければならない
- 特例の適用時には、時間外労働だけでなく休日労働を含む項目がある
 - ⇒ 休日労働についても、できる限り抑制するように努めなければならない
- •「自動車の運転業務」「建設事業」「医師」「新技術・新商品等の研究活発の業務」等は適用除外

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 TEL 042-316-6420